

鹿児島工業高等専門学校運営会議規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、運営会議を置く。

(目的)

第2条 運営会議は、校長を補佐するとともに、次の各号に掲げる事項に関して校長が本校の運営上必要と認め諮問した内容について協議することを目的とする。

- (1) 本校の将来構想に関すること。
- (2) 予算の基本方針に関すること。
- (3) 教育及び研究上の組織運営に関すること。
- (4) 地域社会等との交流に関すること。
- (5) 資金の管理及び運用に関すること。
- (6) 内部質保証に係る事項の決裁に関すること
- (7) その他校長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 校長補佐
- (4) 事務部長
- (5) 総務課長及び学生課長
- (6) その他校長が必要と認めた者

(議長)

第4条 校長は、運営会議を招集し、議長として議事を総括する。

(委員以外の者の出席)

第5条 校長が必要と認めた場合は、第3条各号に掲げる者以外の者を運営会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 運営会議に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月25日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 鹿児島工業高等専門学校組織運営委員会規則及び鹿児島工業高等専門学校地域交流委員会規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年10月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。